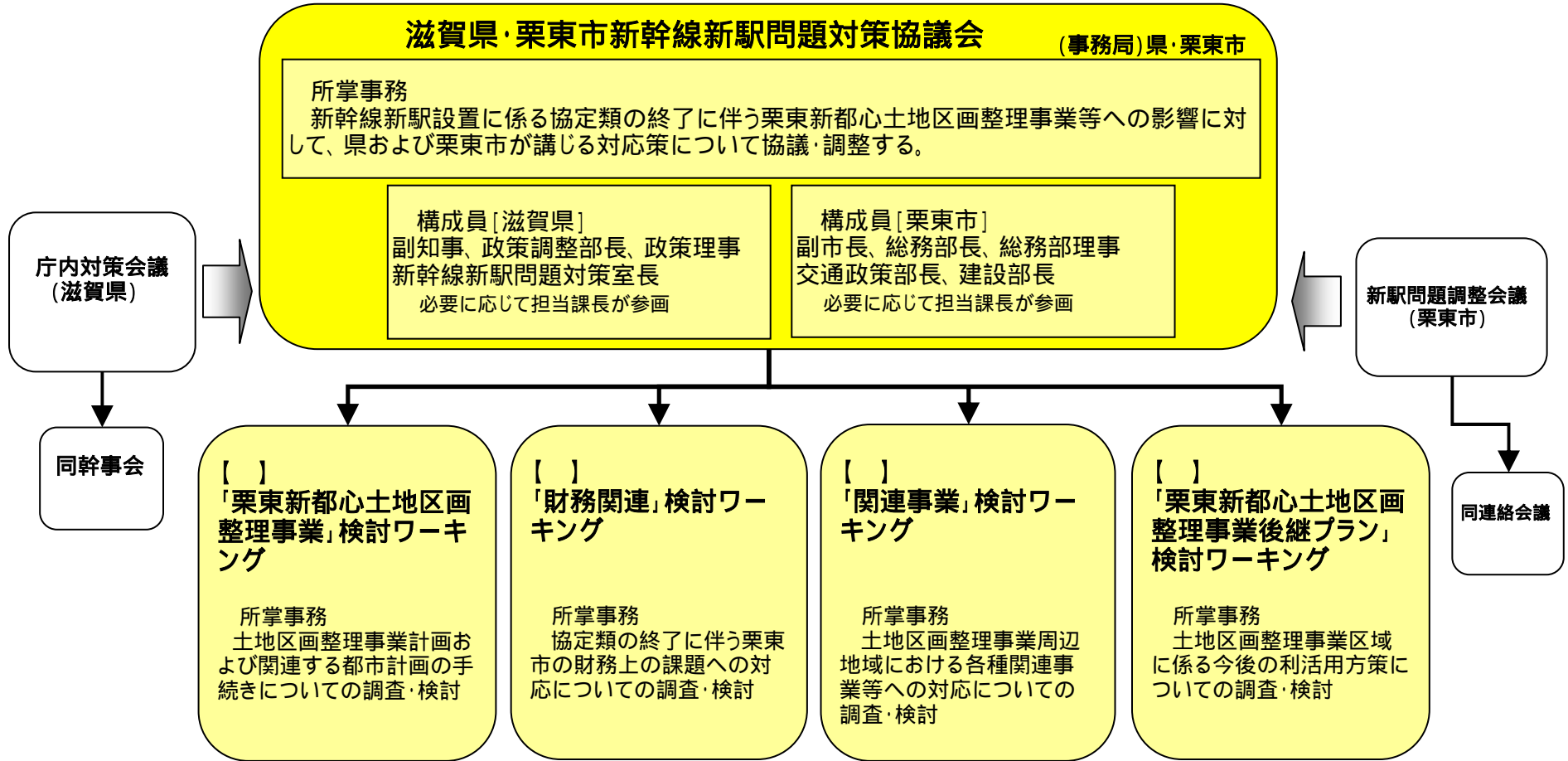


# 滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会の検討内容と今後の進め方



## 滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会設置要綱

### （設 置）

第1条 東海道新幹線(仮称)南びわ湖駅設置に係る協定類(以下「協定類」という。)の終了に伴う栗東新都心土地区画整理事業等への影響に対して、滋賀県および栗東市が地元自治会、地権者等の意向を踏まえながら対応策を協議し、調整するため、滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### （所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協定類の終了に伴う栗東新都心土地区画整理事業等への影響に対する対応策の協議および調整に関する事
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事

### （構 成）

第3条 協議会を構成する団体(以下「構成団体」という。)は、滋賀県および栗東市とする。

- 2 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 協議会は、前項に定めるもののほか必要と認める者を構成員とすることができる。

### （会 議）

第4条 協議会は、構成団体の求めに応じて開催する。

- 2 協議会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

### （検討ワーキング）

第5条 協議会に、専門的な事項を調査検討させるため必要があるときは、構成団体の職員で構成する検討ワーキングを設置することができる。

- 2 検討ワーキングの設置は、協議会において定める。

### （庶 務）

第6条 協議会の庶務は、滋賀県および栗東市において処理する。

### （雑 則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、構成団体の協議により定める。

### 付 則

この要綱は、平成20年 3月27日から施行する。

別 表

構成団体	職 名
滋 賀 県	副知事（政策調整部担任）
	政策調整部長
	政策理事
	政策調整部新幹線新駅問題対策室長
栗 東 市	副市長
	総務部長
	総務部理事
	交通政策部長
	建設部長